

(計画素案)

周南市障害者計画(第5期)

令和6(2024)年度～令和11(2029)年度

令和6(2024)年3月

周南市

目次

第1章	策定にあたって	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付けと役割	1
3	計画の期間	1
4	計画の対象となる障害者の定義	1
5	計画の推進体制と進行管理	1
第2章	障害者の現状	
1	障害者手帳所持者数の推移	2
2	身体障害者の状況	3
3	知的障害者の状況	6
4	精神障害者の状況	8
5	障害の重複の状況	10
6	難病患者の状況	11
第3章	施策の基本目標と基本原則	
1	前計画の総括	12
	（1）これまでの主な成果	
	（2）今後の課題	
2	基本目標	13
3	基本原則	13
	（1）地域社会における共生	
	（2）差別の禁止	
第4章	分野別施策	
1	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	15
	（1）権利擁護の推進、虐待の防止	
	（2）障害を理由とする差別の解消の推進	
2	安全・安心な生活環境の整備	17
	（1）住宅の確保	
	（2）移動しやすい環境の整備等	
	（3）アクセシビリティに配慮した施設の普及促進	
	（4）障害者に配慮したまちづくりの推進	
3	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	19
	（1）情報通信における情報アクセシビリティの向上	
	（2）意思疎通支援の充実	
	（3）行政情報のアクセシビリティの向上	

4	防災、防犯等の推進	22
	（１）防災、防犯対策の推進	
	（２）消費者トラブルの防止及び被害からの救済	
5	行政等における配慮の充実	24
	（１）選挙等における配慮等	
	（２）行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等	
6	保健・医療の推進	26
	（１）精神保健・医療の適切な提供等	
	（２）保健・医療の充実等	
	（３）障害の原因となる疾病等の予防・治療	
7	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	29
	（１）意思決定支援の推進	
	（２）相談支援体制の構築	
	（３）地域移行支援、在宅サービス等の充実	
	（４）障害のあるこどもに対する支援の充実	
	（５）障害福祉サービスの質の向上等	
	（６）障害福祉を支える人材の育成・確保	
8	教育の振興	35
	（１）インクルーシブ教育システムの推進	
	（２）教育環境の整備	
	（３）生涯を通じた多様な学習活動の充実	
9	雇用・就業、経済的自立の支援	38
	（１）総合的な就労支援	
	（２）経済的自立の支援	
	（３）障害者雇用の促進	
	（４）障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	
	（５）一般就労が困難な障害者に対する支援	
10	文化芸術活動・スポーツ等の振興	42
	（１）文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備	
	（２）スポーツに親しめる環境の整備の推進	

資料

1	用語の説明（五十音順）	44
	本文中の「*」を付した用語の説明	
2	計画の策定経過	55

第1章 策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、これまで、障害者計画に基づき、様々な障害者福祉施策を推進してきたところですが、「周南市障害者計画（第4期）」の計画期間満了と、障害者総合支援法*の改正等の制度改正や本市の障害者を取り巻く環境の変化等を踏まえて、「周南市障害者計画（第5期）」を策定し、保健・医療・福祉・教育・雇用・住宅など各分野にわたる障害者のための施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

2 計画の位置付けと役割

この計画は、本市の障害者のための施策に関する基本的な計画であり、障害者基本法*第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置付けます。

この計画は、市民をはじめ家庭、職場、学校、地域等が一体となって取り組む「行動計画」であり、市及び関係者・関係機関における事業推進の「基本方針」となるものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。

4 計画の対象となる障害者の定義

この計画における「障害者」は、障害者基本法*第2条の規定に基づき、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害*を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁*により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

5 計画の推進体制と進行管理

各分野における障害者福祉施策の着実かつ効果的な推進を図るためには、雇用、教育、医療等の様々な分野が連携した総合的な取組が必要です。

このため、障害者団体、関係機関の代表者や学識経験者などで構成される「地域自立支援協議会*」において、毎年度ごとに計画の進捗状況を把握して適切な進行管理を行い、計画的な施策の推進を図り、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 障害者(※)の現状

(※) 11 ページも併せてご参照ください。

1 障害者手帳所持者数の推移

本市の障害者手帳の所持者数は、ほぼ横ばい傾向にあり、身体障害、知的障害、精神障害を合わせて、令和5(2023)年4月1日現在で7,375人となり、平成31(2019)年4月と比較して13人減少しています。

障害者別の内訳でみると、身体障害者手帳の所持者が5,099人、療育手帳の所持者が1,237人、精神障害者保健福祉手帳の所持者が1,039人となっています。

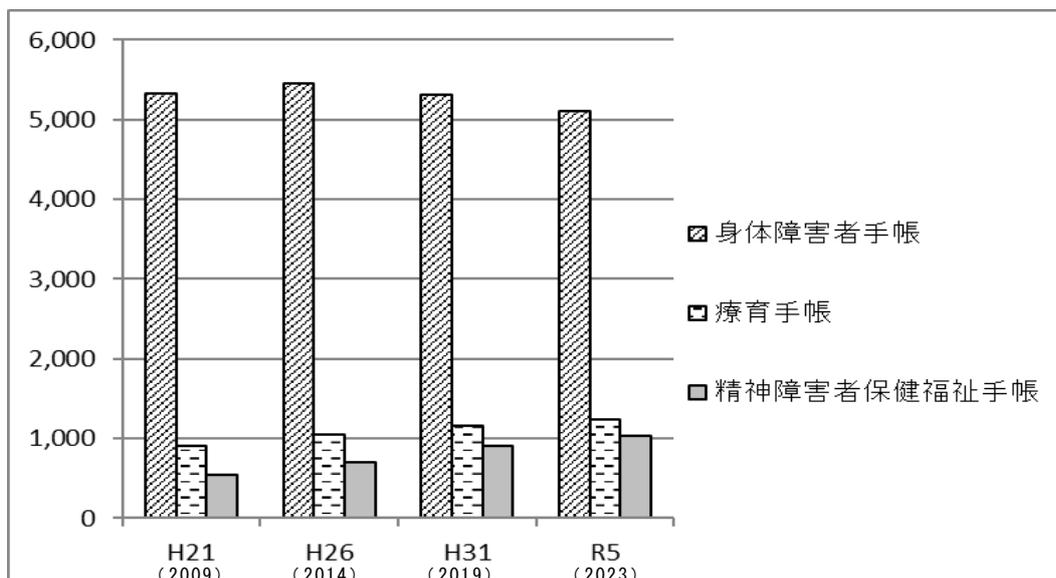
令和5年4月1日現在の障害者手帳の所持率は、市の人口の約5.3%であり、総人口に占める障害者手帳所持者の割合は、緩やかな増加傾向にあります。

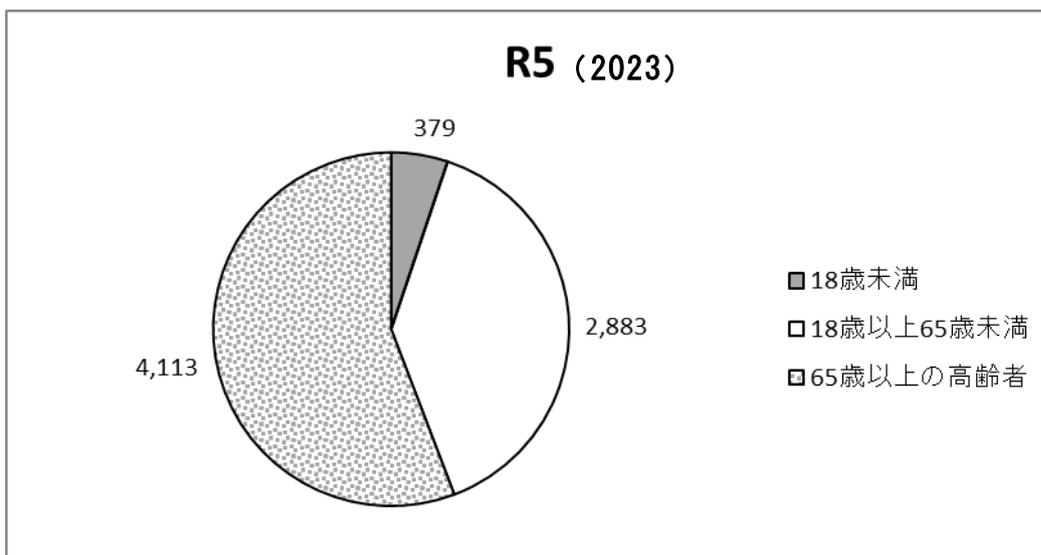
図1 障害者手帳所持者数の推移(手帳の種類別及び年齢別(R5の状況))

(単位：人)

区分	H21 (2009)	H26 (2014)	H31 (2019)	R5 (2023)
身体障害者手帳	5,330	5,460	5,313	5,099
療育手帳	912	1,052	1,164	1,237
精神障害者保健福祉手帳	545	708	911	1,039
合計	6,787	7,220	7,388	7,375
市の人口	153,685	148,908	143,113	137,248
所持率	4.4%	4.8%	5.2%	5.3%

※各年4月1日現在





※単位：人

2 身体障害者の状況

本市の身体障害者手帳所持者数は、令和5年（2023）年4月現在では5,099人で、平成31（2019）年4月と比較して214人（4.0%）減少しました。

そのうち、65歳以上の高齢者は3,840人で、全体に占める割合は75.3%となり、74.1%だった平成31（2019）年4月よりさらに高齢化が進んでいます。

障害等級*別では、最重度を示す1級が最も多く全体の30.6%を占めており、平成31（2019）年4月と比較すると107人減少しています。

障害別では、肢体不自由の人数が2,596人と過半数を占めており、心臓機能障害、じん臓機能障害、ぼうこう・直腸機能障害などの内部障害に増加の傾向がみられます。

図2 年齢別の身体障害者手帳所持者数の推移

（単位：人）

区分	H21 (2009)	H26 (2014)	H31 (2019)	R5 (2023)
18歳未満	101	102	97	78
18歳以上65歳未満	1,710	1,467	1,279	1,181
65歳以上の高齢者	3,519	3,891	3,937	3,840
合計	5,330	5,460	5,313	5,099
市の人口	153,685	148,908	143,113	137,248
所持率	3.5%	3.7%	3.7%	3.7%

※各年4月1日現在

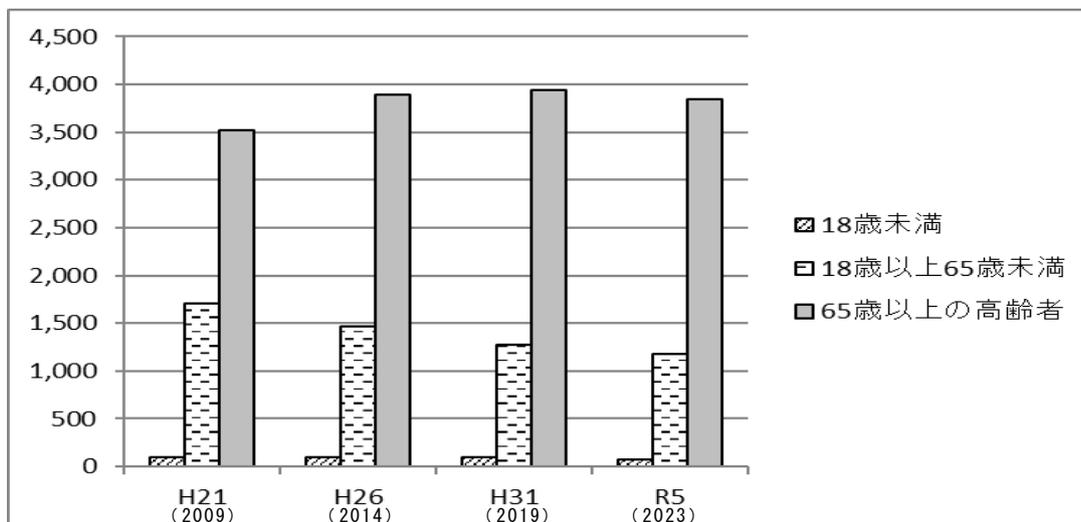


図3 障害等級別の身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

区分	H21 (2009)	H26 (2014)	H31 (2019)	R5 (2023)
1級	1,511	1,628	1,665	1,558
2級	896	810	730	668
3級	1,109	1,114	965	933
4級	1,125	1,254	1,249	1,189
5級	336	321	380	451
6級	353	333	324	300
合計	5,330	5,460	5,313	5,099

※各年4月1日現在

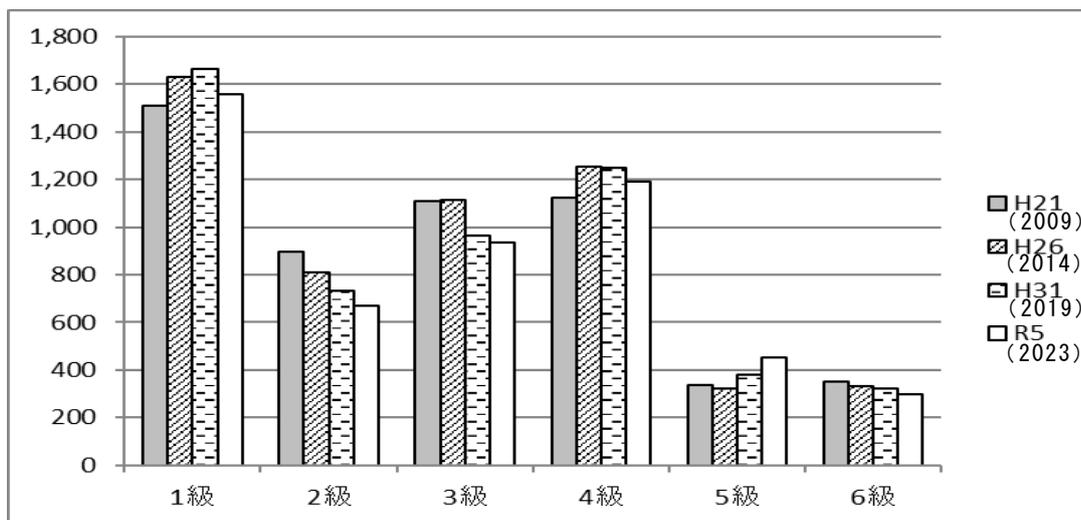
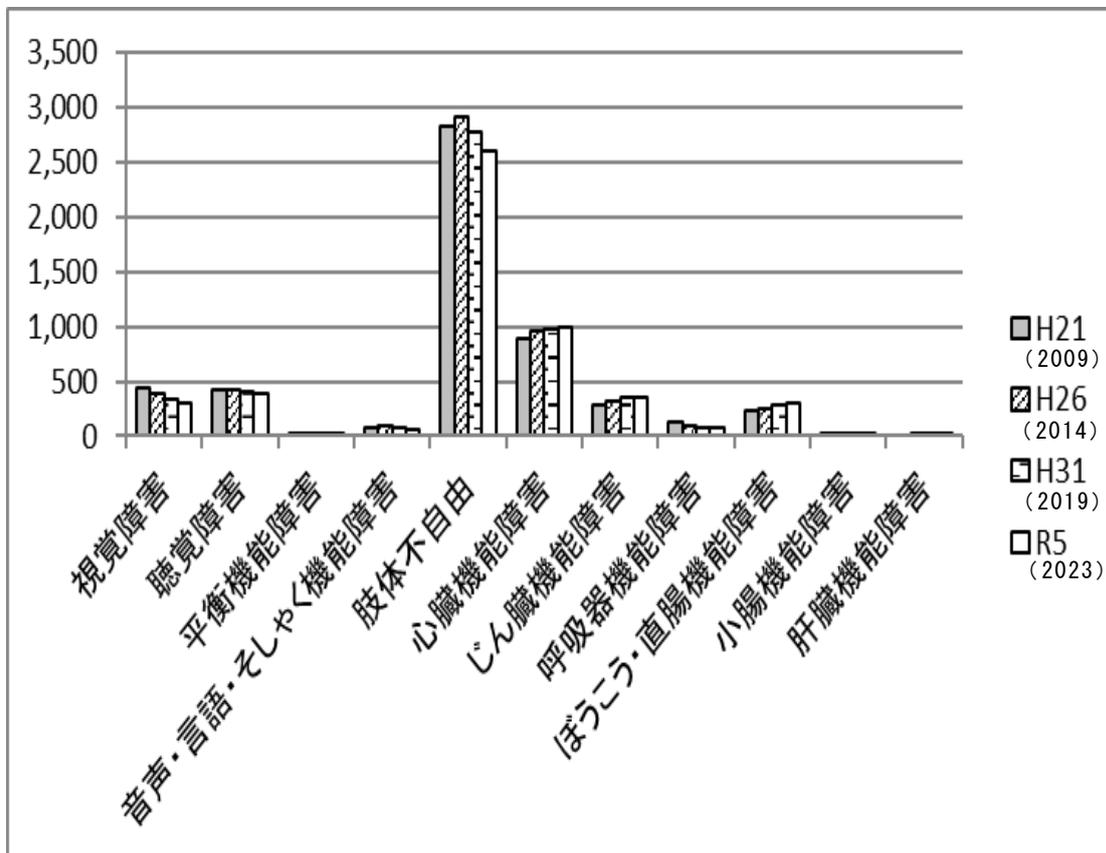


図 4 障害別の身体障害者手帳所持者数

(単位：人)

区分	H21 (2009)	H26 (2014)	H31 (2019)	R5 (2023)
視覚障害	443	392	328	303
聴覚障害	431	423	402	385
平衡機能障害	10	8	6	6
音声・言語・そしゃく機能障害	82	88	71	60
肢体不自由	2,824	2,919	2,781	2,596
心臓機能障害	891	966	982	986
じん臓機能障害	289	314	351	358
呼吸器機能障害	127	96	85	73
ぼうこう・直腸機能障害	230	242	285	303
小腸機能障害	3	5	6	5
肝臓機能障害	—	7	16	24
合計	5,330	5,460	5,313	5,099

※各年 4 月 1 日現在



3 知的障害者の状況

本市の療育手帳所持者数は、令和 5（2023）年 4 月現在では 1,237 人で、平成 31（2019）年 4 月と比較して 73 人（6.3%）増加しました。

年齢別では、平成 31（2019）年 4 月と比較して、18 歳未満が 13 人（5.1%）増加、18 歳以上 65 歳未満が 57 人（7.0%）増加、65 歳以上の高齢者が 3 人（3.1%）増加しています。

障害程度別では、平成 31（2019）年 4 月と比較して、重度を示す「A」が 18 人（3.4%）減少、中・軽度を示す「B」が 91 人（14.4%）増加しています。

図 5 年齢別の療育手帳所持者数の推移

（単位：人）

区分	H21 (2009)	H26 (2014)	H31 (2019)	R5 (2023)
18 歳未満	179	256	257	270
18 歳以上 65 歳未満	659	713	811	868
65 歳以上の高齢者	74	83	96	99
合計	912	1,052	1,164	1,237
市の人口	153,685	148,908	143,113	137,248
所持率	0.6%	0.7%	0.8%	0.9%

※各年 4 月 1 日現在

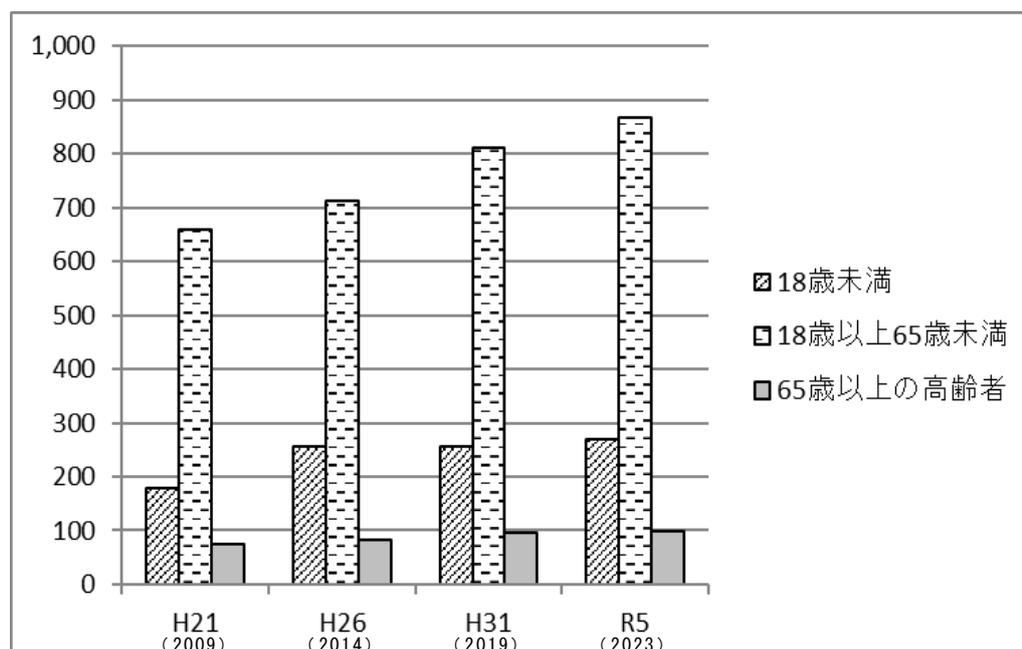
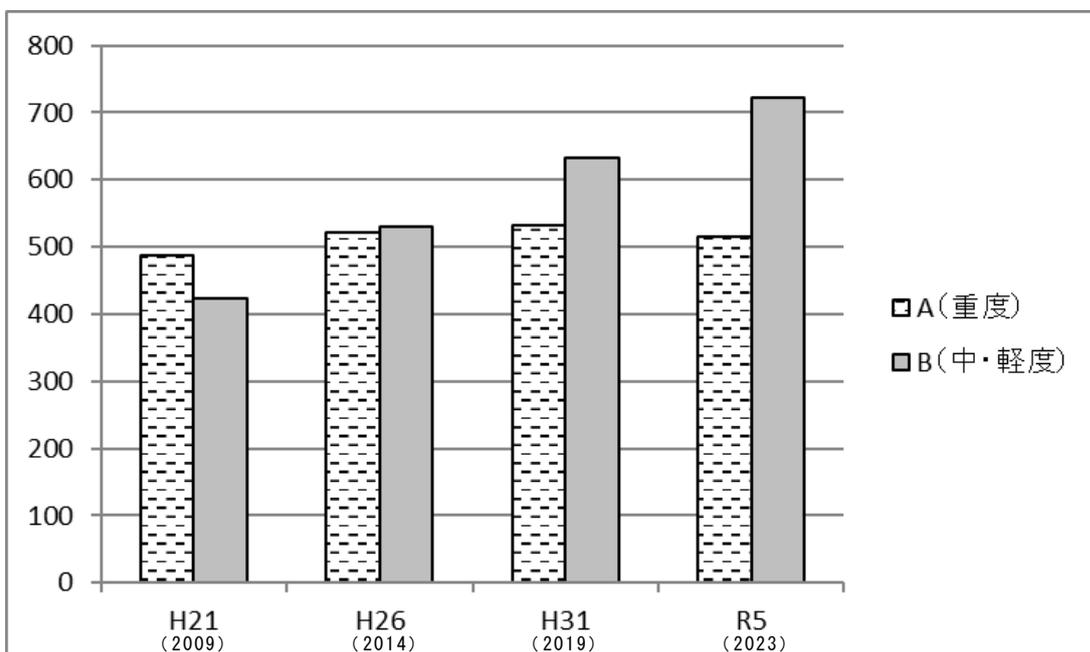


図 6 障害程度別の療育手帳所持者数

(単位：人)

区分	H21 (2009)	H26 (2014)	H31 (2019)	R5 (2023)
A(重度)	488	521	532	514
B(中・軽度)	424	531	632	723
合計	912	1,052	1,164	1,237

※各年 4 月 1 日現在



4 精神障害者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和 5（2023）年 4 月現在では 1,039 人で、平成 31（2019）年 4 月と比較して 128 人（14.1%）増加しました。

年齢別では、平成 31（2019）年 4 月と比較して、18 歳未満が 8 人（34.8%）増加、18 歳以上 65 歳未満が 119 人（16.6%）増加、65 歳以上の高齢者が 1 人（0.6%）増加しています。

障害等級*別では、平成 31（2019）年 4 月と比較して、重度を示す 1 級が 12 人（7.2%）の減少、2 級が 42 人（9.8%）の増加、3 級が 98 人（31.0%）の増加となっています。

図 7 年齢別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

（単位：人）

区分	H21 (2009)	H26 (2014)	H31 (2019)	R5 (2023)
18 歳未満	3	19	23	31
18 歳以上 65 歳未満	429	564	715	834
65 歳以上の高齢者	113	125	173	174
合計	545	708	911	1,039
市の人口	153,685	148,908	143,113	137,248
所持率	0.4%	0.5%	0.6%	0.8%

※各年 4 月 1 日現在

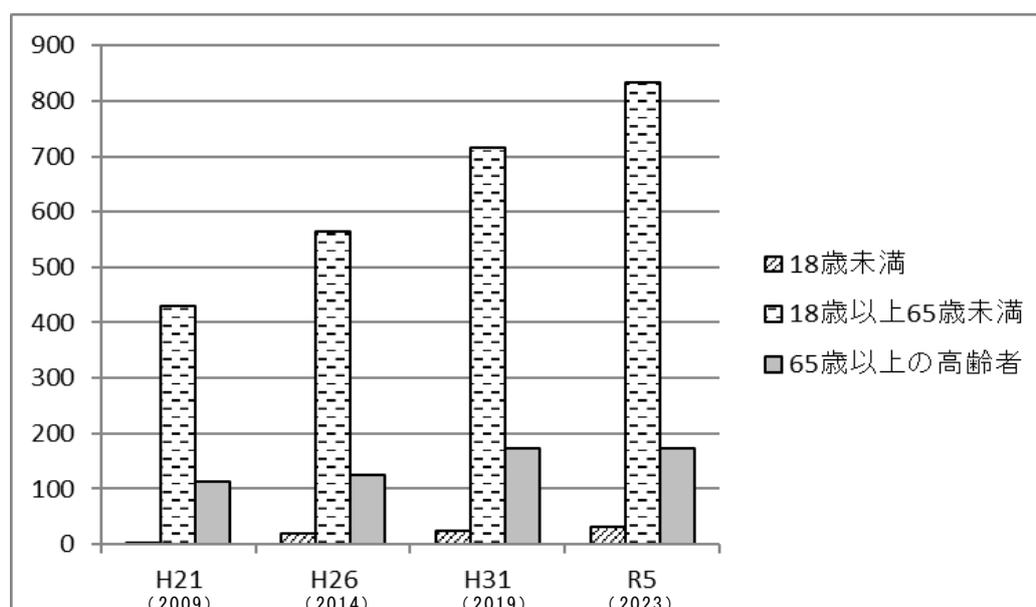
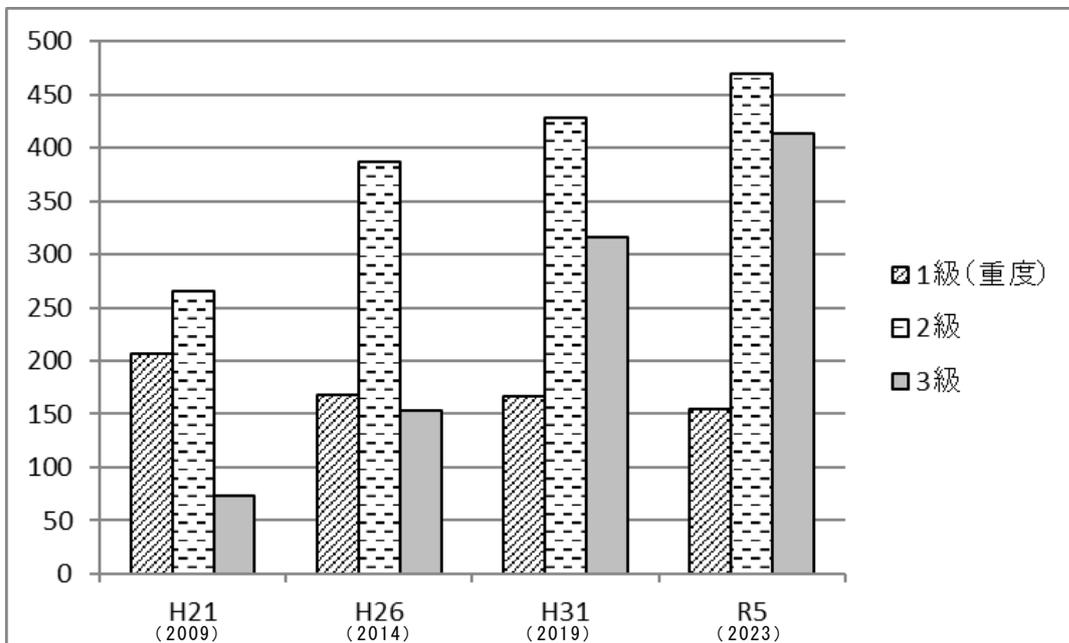


図 8 障害等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

区分	H21 (2009)	H26 (2014)	H31 (2019)	R5 (2023)
1 級(重度)	207	168	167	155
2 級	265	387	428	470
3 級	73	153	316	414
合計	545	708	911	1,039

※各年 4 月 1 日現在



5 障害の重複の状況

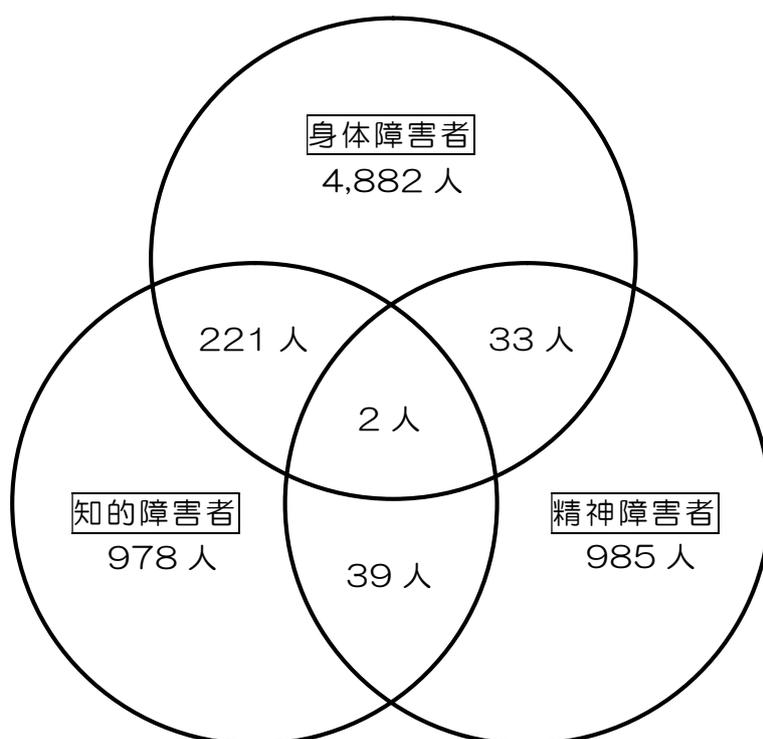
身体障害、知的障害、精神障害の手帳を重複して所持している人の数は、令和5年4月1日現在では、身体障害と知的障害の重複が221人と最も多く、以下、知的障害と精神障害の重複が39人、身体障害と精神障害の重複が33人、3つの障害が重複している者が2人となっています。これらの重複を除いた障害者手帳所持者の実人数は7,140人で、市の人口の約5.2%となっています。

図9 障害の重複の状況

(単位：人)

区分	人数
身体障害のみ	4,882
知的障害のみ	978
精神障害のみ	985
身体障害と知的障害が重複	221
身体障害と精神障害が重複	33
知的障害と精神障害が重複	39
身体障害と知的障害と精神障害が重複	2
合計	7,140

令和5(2023)年4月1日現在

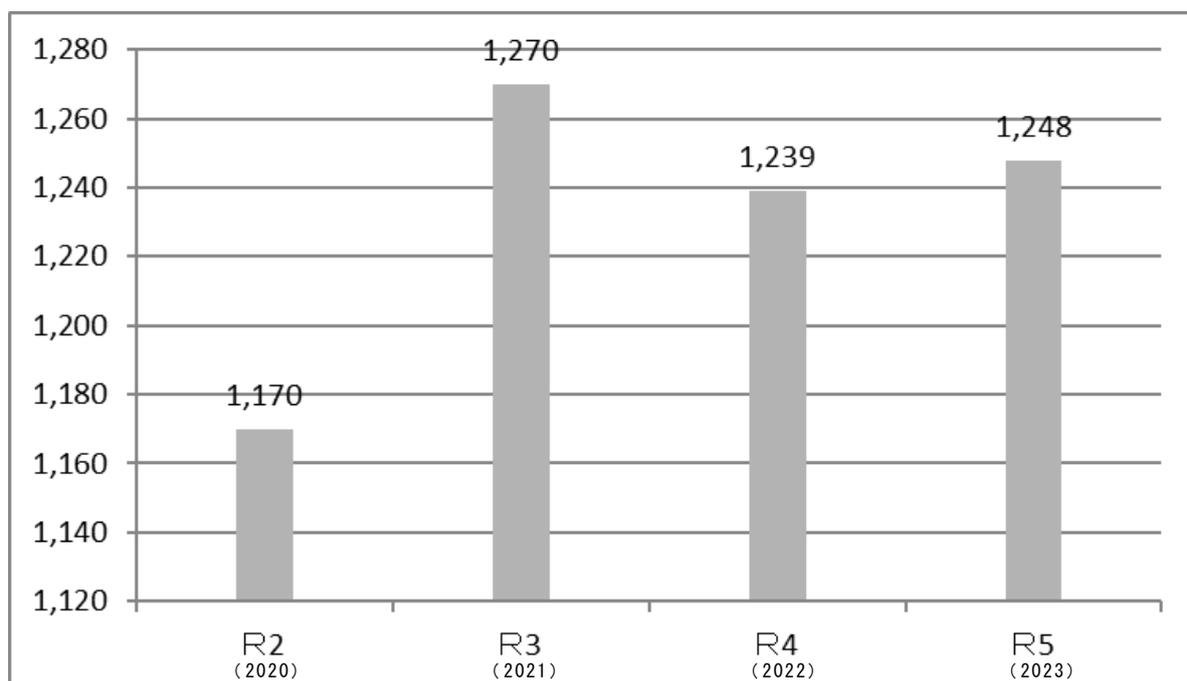


6 難病患者の状況

本市の指定難病医療の受給者数は、令和 5 年（2023）年 4 月現在では 1,248 人で、令和 2 年（2020）年 4 月と比較して 78 人（6.7%）増加しています。

なお、令和 5（2023）年 4 月時点の指定難病対象疾病は 366 疾病となっています。

図 10 指定難病医療受給者数の推移



(※)「障害者」の表記について

障害者の「害」という漢字の使用については、否定的な負のイメージが強い等の理由から、ひらがな表記や「碍」に置き換えるなど、様々な議論がなされています。

本計画においては、障害者基本法第 2 条において「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義された「障害者」という表記で統一しています。しかし、ご家族を含め障害のある当事者が「障害者」という表現に対してどのような印象をもち、どのような呼称や表記を望んでおられるかを踏まえ、行政窓口や文書などにおける表記の方法について、今後も検討してまいります。

第3章 施策の基本目標と基本原則

1 前計画の総括 ※前計画の期間は令和2（2020）年度～令和5（2023）年度 ※令和5（2023）年12月末時点の状況に基づき作成

（1）これまでの主な成果

- 令和2（2020）年9月に、「手話はいのち！周南市手話言語条例」を制定し、市広報で「手話の世界へようこそ！」の連載記事の掲載や手話言語条例に関する啓発パンフレットの作成を行いました。
- 外見からは障害があることが分かりにくく、移動やコミュニケーションが難しい視覚障害者や聴覚障害者が災害時に避難する際や避難所において配慮や支援を受けやすくするため、「災害避難時着用ベスト」の配布を行いました。
- 音声で緊急通報をすることが困難な聴覚・言語機能障害者が、携帯電話のインターネット接続機能を利用して119番通報をするシステムの運用を始めました。
- 基幹相談支援センター*を中心に、関係機関・事業所との連携を図り、専門性の求められる相談事案への対応を行ったほか、相談支援専門員*を対象にした研修を開催し、関係機関のスキルアップを図るなど、相談支援体制の充実を図りました。
- 障害者施設共同受注センター協議会と連携し、障害者就労施設等が提供する物品、サービスの優先調達を推進し、工賃の引き上げを行いました。

（2）今後の課題

- 地域住民や障害者が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現が求められています。
- 障害者が地域で生活するうえで制約となっている社会的障壁を除去するため、行政機関をはじめ地域社会において合理的配慮が求められています。
- 障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する人を支援する地域生活支援拠点等の機能の充実を図る必要があります。
- 精神障害者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害者福祉、住まい、教育、就労等が包括的に確保されたシステムの構築が求められています。

- 障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービスを提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、人材の確保と定着を図ることが重要です。

2 基本目標

障害のある人もない人も、お互いのことを大切にし、助け合い支え合う、人にやさしい、人がやさしいまちづくり

周南市では、行政、障害者団体をはじめ関係機関、事業所、地域住民などの、さまざまな主体と連携・協働しながら、障害のある人の自立と社会参加を支え、障害のある人が身近な地域で自分らしく、いきいきと暮らせる地域共生社会の実現に向けて、「障害のある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生し、自分らしく暮らせるまちづくり」を基本目標として掲げ、計画を推進してきました。

第5期計画では、引き続き、障害のある人が住み慣れた地域で家族や近隣の人々とともに、助け合い支え合いながら、自分らしく暮らすことができるよう「障害のある人もない人も、お互いのことを大切にし、助け合い支え合う、人にやさしい、人がやさしいまちづくり」を基本目標として掲げ、障害のある人の権利や尊厳が保持され、障害のある人が自らの能力を最大限に発揮して自己実現できるように支援するとともに、障害のある人の社会参加を困難なものとしている社会的な障壁を除去するための必要なサービスや支援を整備し、一人ひとりが望む生活を送ることができる社会の実現を目指します。

3 基本原則

障害者を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、市広報をはじめとした様々な機会を通じて、障害についての正しい理解の促進を図るとともに、以下の基本原則にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施します。

(1) 地域社会における共生

障害者施策は、全ての障害者が、障害者でない者と平等に、基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる機会の適切な確保・拡大を図ることを旨として障害者施策を実施する必要があります。

- 社会を構成する一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会の確保
- 地域社会において他の人々と共生することを妨げられず、どこで誰と生活するかについて選択する機会の確保
- 言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段について選択する機会の確保
- 情報の取得又は利用のための手段について選択する機会の拡大
- 本計画に掲げる障害者施策に関する情報を得る機会の拡大

(2) 差別の禁止

障害者の活動を制限し、社会への参加を制約する障害者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、障害者が日常生活又は社会生活を営む上での制約となっている社会的障壁*を除去するための合理的配慮*が提供される必要があります。

第4章 分野別施策

1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

【基本的考え方】

社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を進めるため、国・県、障害者団体等の様々な主体の取組との連携を図りつつ、障害者差別解消法*の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を展開するとともに、事業者や市民一般の幅広い理解の下、環境の整備に係る取組を含め、障害者差別の解消に向けた取組を幅広く実施することにより、障害者差別解消法等の実効性ある施行を図ります。

また、障害者虐待防止法*の適正な運用を通じて障害者虐待を防止するとともに、障害者の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等に取り組むことにより、障害者の権利擁護のための取組を着実に推進します。

(1) 権利擁護の推進、虐待の防止

現状・課題

- 市役所に障害者虐待防止センターを設置しています。また、障害者虐待の関係機関によって組織される障害者虐待対応協力者連絡会議を設けて、虐待の防止、障害者の保護、支援等を行っています。
- 障害者虐待の防止についてのパンフレットの配布、市広報紙への虐待防止記事の掲載等による啓発に取り組んでいます。
- 知的障害又は精神障害により判断能力が不十分な障害者の相談にに応じて、成年後見制度*の適切な利用を勧めています。また、必要な経費について助成を行うとともに、成年後見人の申し立てをする者がいない場合には、市長による申し立てをしています。
- 成年後見制度*の利用が必要な人が増えているものの、成年後見制度*が十分に認知されておらず、利用が進んでいない状況にあります。

今後の取組

- 障害者虐待防止法*に関する積極的な広報・啓発活動、障害者施設職員等に対する研修会を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、相談支援専門員*等による、障害者虐待の未然防止及び養護者に対する相談等の支援に取り組めます。

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進めるとともに、成年後見制度*の啓発・利用促進を図ります。
- 判断能力に不安がある人の権利を擁護するため、周南市社会福祉協議会が法人として成年後見となり、支援活動を行います。

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進

現状・課題

- 平成28（2016）年4月に障害者差別解消法*が施行され、法に規定する推進体制として、周南市地域自立支援協議会*の中に障害者差別解消支援地域協議会*を平成29（2017）年4月に設置しました。
- 市の広報紙や、障害者の福祉を考える集いなどにおいて、障害者差別解消法について周知・啓発を行いました。
- 障害や障害のある人に対する社会全体の正しい理解と認識を深めるため、障害者問題をテーマにした人権教育講座を開催しています。
- 障害者差別解消法の趣旨に基づき、市職員が適切に対応するための対応要領を策定し、職員の意識啓発を図っています。

今後の取組

- 障害者差別解消法*に基づく障害者差別解消支援地域協議会*の場において、障害者差別に関する相談等について情報を共有し、関係機関との連携により障害者差別を解消するための取組を行います。
- 障害者差別解消法の意義や趣旨等について幅広い市民の理解を深めるため、出前講座・市職員研修のほか各種の広報活動等において、障害を理由とする不当な差別的取扱の禁止や、障害者に対する合理的配慮*の普及啓発の取組を進めていきます。

2 安全・安心な生活環境の整備

【基本的考え方】

障害者がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障害当事者等の意見を踏まえ、障害者が安全に安心して生活できる住環境の整備、障害者が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティ*に配慮した施設等の普及促進、障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、障害者の生活環境における社会的障壁*の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進します。

(1) 住宅の確保

現状・課題

- 障害者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付及び段差解消等住宅改修に対する支援を行っています。
- 市営住宅については、障害者に対する優先入居や単身入居を可能としています。
- 施設に入所または精神科病院に入院している障害者が、希望する地域で、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、入所施設や精神科病院から地域生活への移行を促進し、地域での安定した生活の継続を支援する体制の充実を図る必要があります。
- 施設に入所または精神科病院に入院している障害者の地域生活を支援するためには、住まいの確保と居住支援の充実を図る必要があります。

今後の取組

- 障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう、日中活動の場を提供する事業所やグループホーム*の整備を促進します。
- 市営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応とします。
- 地域で生活する障害者の支援の拠点となる地域生活支援拠点等の整備*と合わせて、精神障害者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場及び住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*」の構築を推進します。

(2) 移動しやすい環境の整備等

現状・課題

- 徳山駅前賑わい交流施設及び徳山駅北口駅前広場に、視覚障害者誘導用ブロック*、手すり、音声・音響案内装置の整備を行いました。
- 路線バスの低床化も進んでいます。

今後の取組

- 引き続き、公共交通事業者に対して、バリアフリー施設・車両の整備を呼びかけていくとともに、交通結節点*の利用しやすい環境整備に取り組みます。

(3) アクセシビリティに配慮した施設の普及促進

現状・課題

- バリアフリー法*と山口県福祉のまちづくり条例*に沿って公共施設を整備してきました。市有施設を新設、増設又は改築を行うときは、構造等基準に適合したものとしています。

今後の取組

- 公共的施設の整備に当たっては、安全で安心した利用のためバリアフリー法*に基づく基準や支援制度により、出入口や通路の段差解消、高齢者や障害者等が利用可能な多目的なトイレの設置等を進めます。

(4) 障害者に配慮したまちづくりの推進

現状・課題

- 移動等バリアフリー基本構想*に基づき、徳山駅周辺地区の道路の段差や勾配解消、視覚障害者誘導用ブロック*の整備改善を行っています。

今後の取組

- 横断歩道を利用する視覚障害者の安全性及び利便性を高めるため、音響により信号表示の状況を知らせる音響式信号機*や誘導用のエスコートゾーン*等、障害者に配慮した交通安全施設の整備を引き続き警察に要望します。
- 歩道の段差・傾斜・勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロック*の設置など、歩行空間のバリアフリー化を推進します。

3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

【基本的考え方】

障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障害者に配慮した情報通信機器の提供の促進等を通じて情報アクセシビリティ*の向上を推進します。

あわせて、障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の提供等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図ります。

(1) 情報アクセシビリティの向上

現状・課題

- スマートフォン等が普及する中、障害の特性や程度により、情報通信機器を利用できる人とできない人の差が生まれています。
- 視覚障害者用活字文書読み上げ装置や聴覚障害者用情報受信装置等といった情報・意思疎通支援用具の給付を行うことにより、日常生活を支援しています。

今後の取組

- 山口県に設置されたICTサポートセンター等と連携しながら、障害者に配慮した情報通信機器の利用機会の創出を図ります。
- 障害者に配慮した情報通信機器及びサービス等に関する情報を入手し、障害者団体等へ情報を提供します。

(2) 意思疎通支援の充実

現状・課題

- 令和2（2020）年9月に、「手話はいのち！周南市手話言語条例」を制定し、市広報で「手話の世界へようこそ！」の連載記事の掲載や、手話言語条例*に関する啓発パンフレットを作成しました。
- 市役所本庁に手話通訳者*を設置し、聴覚障害者のコミュニケーション支援と生活相談を実施しています。また、聴覚障害者からの依頼を受け、官公庁、病院、学校等に手話通訳者や要約筆記者*を派遣しています。

- 視覚障害者図書館や音訳サークルに事業を委託し、点字図書や音訳図書を提供しています。
- 手話を指導する講師の養成が喫緊の課題となっています。

今後の取組

- 「手話はいのち！周南市手話言語条例」に基づき、手話が言語であるとの理解を深め、手話を必要とする聴覚障害者が手話で生活できる地域社会の実現に向けた取組を進めます。
- 障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、引き続き手話通訳者*、要約筆記者*等の派遣、設置等による支援を行います。
- 手話通訳者、要約筆記者、点訳奉仕員*、朗読奉仕員*等の養成研修や手話通訳者の資格取得につながる手話奉仕員*養成講座や手話奉仕員ステップアップ養成講座の実施により人材の育成・確保を図ります。
- 点訳や音訳の事業についての周知を進め、必要とする障害者に提供できる体制の整備に努めます。
- 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入に対して助成することにより、補聴器の早期装用を促し、将来的に自立した日常生活を営むことができるよう、言語能力の健全な発達を支援します。

(3) 行政情報のアクセシビリティの向上

現状・課題

- 行政情報のアクセシビリティ*の向上を図るため、市広報紙「広報しゅうなん」を点訳化また音声化し、視覚障害者に提供しています。
- 市役所から視覚障害者に発送する文書の音声コード化*と、発信した課の名称を表す点字シールの貼付を進めています。
- 平成28（2016）年4月に障害者差別解消法*が施行され、障害者への「合理的配慮*」の提供が求められています。

今後の取組

- 点字又は音声による候補者情報の提供等、障害特性に応じた選挙等に関する情報の提供に努めます。
- 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障害者に対して適切に

情報を伝達できるよう、自主防災組織*、消防機関、警察等の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進します。

- 障害者や障害者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、ルビを付ける等して知的障害者等にも分かりやすい情報の提供に努めます。
- 障害者福祉にかかわる制度、取組、催し等について、広報紙等を通じた積極的な情報発信に努めます。
- 行政情報の提供等に当たっては、ICT（情報通信技術）*をはじめとする新たな技術を活用したアクセシビリティの向上について検討を行い、利活用が可能なものについては積極的な導入に努めます。

目標指標	第4期計画		第5期計画	
	基準値	目標値	基準値	目標値
	平成30(2018)年度	令和5(2023)年度	令和4(2022)年度	令和11(2029)年度
文書等の音声コード化*	12課	15課	16課	20課
	(指標の説明) 文書・パンフレット等の音声コード化を実施する市の部署数			
設置手話通訳者による手話研修の参加者数	567人	720人	116人	570人
	(指標の説明) 手話研修に参加した小・中学校、高等学校等の児童生徒等			

4 防災、防犯等の推進

【基本的考え方】

障害者が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、福祉避難所*を含む避難所の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災に向けた取組を推進します。

また、障害者を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。

(1) 防災、防犯対策の推進

現状・課題

- 災害対策基本法*に基づき、毎年1回、避難行動要支援者名簿*を作成しています。
- 災害後、避難所生活が長期に及び見通しとなった場合に、通常の避難所では生活が困難と判断される障害者や高齢者のために、あらかじめ福祉避難所*を指定しています。
- 手話通訳者*、要約筆記者*等の障害者支援団体と災害時の応援協定を結んでいます。
- 外見からは障害があることが分かりにくく、移動やコミュニケーションが難しい視覚障害者や聴覚障害者が、災害時に避難する際や避難所において配慮や支援を受けやすくするため、「災害避難時等着用ベスト」を配布しています。
- 音声で緊急通報をすることが困難な聴覚・言語障害者が、携帯電話のインターネット接続機能を利用して119番通報をするシステム（NET119緊急通報システム*）を運用しています。

今後の取組

- 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に避難行動要支援者名簿*を活用し、障害者に対する適切な避難支援ができる体制の整備を進めます。
- 自主防災組織*等の協力を得て、避難行動要支援者の避難支援に関する個別計画の作成を進めます。関係機関が企画する防災訓練において、避難行動要支援者と避難支援等関係者との避難訓練を推進します。
- 避難所や福祉避難所*において、障害者が障害特性に応じた支援と合理的配

慮*を得ることができる取組を進めます。

- 地域防災計画に定める要配慮者利用施設に対し避難確保計画*の作成、見直しを促進するとともに、情報伝達訓練や実働避難訓練など、施設の実態に即した実効性の高い訓練を推進します。
- 火災や救急事案の発生時に聴覚・言語機能障害者がいつでもどこからでも円滑な緊急通報が行えるよう、スマートフォン等を活用した音声によらない緊急通報システム（NET119緊急通報システム*）の利用の促進を図ります。
- 警察と地域の障害者団体、福祉施設、行政等との連携の促進等により、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。

（２）消費者トラブルの防止及び被害からの救済

現状・課題

- 障害者や高齢者等の消費者トラブルに速やかに対応するため、平成29（2017）年8月に「周南市消費者見守りネットワーク協議会*」を設立しました。
- 若年者から高齢者、障害者まで受講される方に合わせた出前講座により、消費者トラブルに関する学習の機会を提供しています。

今後の取組

- 「周南市消費者見守りネットワーク協議会*」を通じて、障害者団体、警察署、消費者団体、福祉関係機関、行政等、地域の多様な主体との連携を強化し、障害者の消費者トラブルの早期発見、未然防止・拡大防止に取り組みます。
- 障害者の消費者トラブルの防止及び消費者としての利益の擁護・増進に資するよう、情報提供を行うとともに、障害者及びその支援者の各種消費者関係行事への参加促進、セミナーの開催等により、障害者等に対する消費者教育を推進します。

5 行政等における配慮の充実

【基本的考え方】

障害者とその権利を円滑に行使できるよう、選挙等において必要な環境の整備や障害特性に応じた合理的配慮*の提供を行います。

また、行政機関の窓口等における障害者への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供等に当たっては、ICT（情報通信技術）*等の利活用も検討し、可能なものは積極的に導入するなど、アクセシビリティ*への配慮に努めます。

（１）選挙等における配慮等

現状・課題

- 点字による候補者情報を提供しています。
- 臨時的にスロープを設置して、投票所の段差を解消しています。
- 期日前投票所に筆談ボードを用意しています。

今後の取組

- 点字、音声、拡大文字又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、ICT（情報通信技術）*の進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努めます。
- 移動に困難を抱える障害者に配慮した投票所のバリアフリー化、障害者の利用に配慮した投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、障害者が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等の取組を促進します。
- 指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害者の投票機会の確保に努めます。
- 総合支援学校等を対象とした出前授業や模擬投票を実施し、障害のあることにも応じた主権者教育*に取り組みます。

（２）行政機関等における配慮、障害者理解の促進等

現状・課題

- 市役所本庁に手話通訳者*を設置し、聴覚障害者の窓口での手続きを支援し

ています。

- 市役所の窓口に耳マーク*を設置し、筆談の申し出をしやすくしています。
- 例年、職員を対象とした手話研修会を開催しています。
- 新規採用職員は、障害者福祉施設での体験研修を実施しています。

今後の取組

- 市における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法*に基づき、障害者が必要とする社会的障壁*の除去の実施について合理的配慮を行うとともに、ソフト・ハードの両面にわたり、合理的配慮を的確に行うために必要な環境の整備を進めます。
- 市の職員に対して障害者に関する理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における障害者への配慮の徹底を図ります。
- 障害者や障害者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、知的障害者、精神障害者等にも分かりやすい情報提供に努めるなど、多様な障害の特性に応じた配慮を行います。

6 保健・医療の推進

【基本的考え方】

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行います。また、入院中の精神障害者の早期退院及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院*の解消を進めます。また、精神障害者の地域への円滑な移行・定着が進むよう、退院後の支援に関する取組を行います。

障害者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。

あわせて、障害の原因となる疾病等の予防・治療に関する施策を着実に進めます。

(1) 精神保健・医療の適切な提供等

現状・課題

- 地域活動支援センター*を設置し、地域で生活する精神障害者と家族の相談支援を行いながら、日中を過ごす場所を提供しています。
- 保健師等が精神障害者を支援するボランティア団体の会合に参加し、相談活動をしています。
- 精神障害者の家族会による互いの悩みを共有し、情報交換、相談等を目的とした自発的な活動に対し支援しています。
- 地域において、こころの健康に関する相談を実施し、市民のこころの健康づくりを推進しています。

今後の取組

- 精神障害者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行っていきます。また、入院中の精神障害者の早期退院（入院期間の短縮）及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院*を解消するため、以下について取り組みます。
 - ① 精神科病院、健康福祉センター、相談支援事業所、障害福祉サービス*事業所等との連携を図り、一人ひとりの状況と環境に応じた障害福祉サービス等を提供します。
 - ② 居宅介護*など訪問系サービスの充実や地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）*の提供体制の整備を図ります。
 - ③ 精神障害者の地域移行の取組を担う精神科医、看護職員、精神保健福祉

士*、相談支援専門員*等について、人材育成や連携体制の構築等を図るための研修会を開催します。

- 地域における、こころの健康に関する相談等の機会の充実により、こころの健康づくり対策を推進するとともに、精神疾患の早期発見を図ります。
- 精神障害者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場及び住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*」の構築を推進します。

(2) 保健・医療の充実等

現状・課題

- 障害者総合支援法*に基づき、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、医療費の助成を行っています。
- 高齢者を対象とした肺炎球菌感染症予防接種は、国制度の定期予防接種の対象者である60歳以上65歳未満の内部障害者（身体障害者手帳1級程度の障害）に加えて、65歳以上の内部障害者に対しても、肺炎球菌ワクチン接種費用の一部を助成し、肺炎球菌感染症の予防に努めています。

今後の取組

- 障害者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。その際、特に、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意します。

(3) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

現状・課題

- 乳児期から高齢期までのライフステージに応じた各種健康診査や保健指導等を実施し、疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図っています。
- 5歳児のこどもの社会性の発達に着目し、5歳児発達相談*を実施し、家庭や園で適切な環境を設定し、こどもの発達の促進を図っています。

今後の取組

- 妊産婦健康診査、乳幼児健康診査、保健指導の適切な実施等を図るとともに、これらの機会の活用により、健康の保持増進、疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図ります。
- 糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導を実施します。
- 疾患、外傷等に対して適切な治療を行うため、医療機関、健康福祉センター、精神保健福祉センター、児童相談所等と連携します。

7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

【基本的考え方】

自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障害者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援*を行うとともに、障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築します。

また、障害者の地域移行を一層推進し、障害者が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組を進めることを通じ、障害の有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ります。

さらに、障害者及び障害のあるこどもが、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実、障害のあるこどもへの支援の充実、障害福祉サービス*の質の向上等に着実に取り組めます。

(1) 意思決定支援の推進

現状・課題

- 知的障害又は精神障害により判断能力が不十分な者による成年後見制度*の適切な利用を促進するため、必要な経費について助成を行いました。

今後の取組

- 自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障害者が障害福祉サービス*を適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われるよう努めます。
- 知的障害又は精神障害により判断能力が不十分な者による成年後見制度*の適正な利用を促進するため、引き続き必要な経費について助成を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図ります。

(2) 相談支援体制の構築

現状・課題

- 地域自立支援協議会*の相談支援会議で、サービス等利用計画*を作成する相談支援専門員*の研修会を定期的を開催しています。

- 相談支援専門員、障害者施設職員、行政職員等を対象とした研修会を開催し、関係者の連携の円滑化とスキルアップを図っています。
- 身体障害者相談員*、知的障害者相談員*を設置し、当事者または家族同士による相談支援の体制を整えています。
- 相談支援の中核的な役割を果たす基幹相談支援センター*を設置し、地域で生活する障害者の専門的な相談に応じる体制を整えています。

今後の取組

- 地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター*を中心に、地域での総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）を行うとともに、地域の相談支援事業者との連絡調整や、関係機関の連携支援を行い相談支援体制の充実を図ります。
- 専門的な支援ができるよう、相談支援専門員*を対象とした発達障害*や高次脳機能障害*などについての研修会を開催します。
- 地域自立支援協議会*の専門部会等の運営を支援し、地域課題の把握と解決に努めます。
- 障害者虐待防止法*に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、障害者虐待防止法の適切な運用を通じ、障害者虐待の相談支援専門員等による未然防止及び養護者に対する相談等の支援に取り組みます。
- 地域共生社会の実現のため、個人や世帯に対する支援だけではなく、さまざまな地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す地域づくりを育む相談支援体制の構築に取り組みます。

（3）地域移行支援、在宅サービス等の充実

現状・課題

- 障害の程度、心身の状況、介護を行う者の状況や利用者の意向等を勘案し、居宅介護*、重度訪問介護*、同行援護*や通所サービス*等を給付しています。
- グループホーム*の開設を計画する事業者等へ、開設に向けて事業所指定に係る手続き等の情報を提供し、地域生活を支えるグループホームの整備を推進しています。
- 施設に入所または精神科病院に入院している障害者が、希望する地域で、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、入所施設

や精神科病院から地域生活の移行を促進し、地域での安定した生活の継続を支援する体制の充実を図る必要があります。

今後の取組

- 個々の障害者のニーズ及び実態に応じて、在宅の障害者に対する日常生活又は社会生活を営む上での、居宅介護*、重度訪問介護*、同行援護*等の支援を行うとともに、短期入所*及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。
- 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練（機能訓練*及び生活訓練*）を、引き続き提供します。
- 地域生活への移行を進める観点から、障害者支援施設*について、入所者の地域生活移行支援や地域で生活する障害者に対する在宅支援の拠点としてその活用を図ります。また、障害者の地域における居住の場の一つとして、グループホーム*の整備に努め、施設入所者の地域生活（グループホームや一般住宅（居宅での単身生活を含む。）等）への移行を推進します。
- 障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談支援、体験の機会の場の提供、緊急時の受け入れ等を行う機能を強化するなど、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。
- 精神障害者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場及び住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*」の構築を推進します。

（４）障害のあるこどもに対する支援の充実

現状・課題

- 障害児やその家族が身近な地域で適切な療育サービスを利用できるよう、児童発達支援*や放課後等デイサービス*、保育所等訪問支援*事業などの支援を実施しています。
- 幼稚園や保育所、認定こども園等に入所している障害のあるこどものために、障害の程度に応じて支援のための補助教員や保育士等を配置するなど、個人に応じた指導や支援を行っています。

- 言葉や発達に課題のある子どもや保護者には、幼児ことばの教室*において支援を行っています。
- 保育所等での受け入れ体制の整備など、医療的ケアが必要な障害児*に対する支援体制の確立が必要です。
- 発達の遅れ等の特性を有する発達障害*または発達障害の疑いのある子どもの療育は、できる限り早期に開始することが望ましく、幼児健診や相談支援の強化を図り、早期発見・早期支援を行う必要があります。

今後の取組

- 児童福祉法*に基づき、障害児に対して指導訓練等の支援を行う児童発達支援*等を提供するとともに、障害者総合支援法*に基づき、居宅介護*、短期入所*、障害児を一時的に預かって見守る日中一時支援等を提供し、障害児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。また、障害児の発達段階に応じて、保育所等訪問支援*及び放課後等デイサービス*等の適切な支援を引き続き提供します。
- 医療的ケアが必要な障害児*に対して、地域における実態把握や支援体制整備の方向性を協議し、適切な支援が行えるよう、保健・医療・福祉等の関係機関の連携促進に努めます。
- 障害児について情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障害児（者）について、短期入所や居宅介護、児童発達支援等、在宅支援の充実を図ります。
- 障害児の発達を支援する観点から、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図り、療育方法等に関する情報提供やカウンセリング等の支援を行います。
- 保育所や認定こども園等のバリアフリー化の促進、障害児保育を担当する保育士等の専門性向上を図るための研修の実施、保育所等訪問支援事業の活用等により、保育所や認定こども園等での障害児の受け入れ体制を整備するとともに、幼稚園においても特別支援教育体制の整備を図るため、障害児の特性に応じた支援のための補助教員の配置を推進します。
- 可能な限り成人に至るまで適正な指導ができるよう個別の教育支援計画*を作成・活用し、また、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高めるために個別の指導計画*を作成・活用していきます。

- 言葉や発達に課題のある子どもや保護者の支援については、引き続き、医療機関や関係機関と連携し、幼児ことばの教室*を中心に支援を行います。

(5) 障害福祉サービスの質の向上等

現状・課題

- 障害福祉サービス*又は相談支援が円滑に実施されるよう、相談支援専門員*、障害者施設職員、行政職員等を対象とした研修会を開催しています。
- 市と基幹相談支援センター*が協働して、相談支援事業所、障害者施設、関係行政機関等の連携を進めています。また、これらの職員の研修会を実施しています。

今後の取組

- 障害福祉サービス*事業所の職員が、共生社会の理念を理解し、障害者やその家族の意思を尊重しながら必要な支援を行うことができるよう、研修の実施等を進めます。
- 障害福祉サービス等を提供する事業者に対する適切な苦情解決の推進、事業者に対する第三者評価の適切な実施及び評価結果の公表の促進等に努めます。
- 自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障害者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われるよう努めます。
- 難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、市において、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した円滑な事務を実施します。

(6) 障害福祉を支える人材の育成・確保

現状・課題

- 福祉職に就くための課程を履修している大学生や専門学校の生徒の実務実習を受け入れています。
- 手話通訳者*、要約筆記者*、点訳奉仕員*、朗読奉仕員*等の養成研修や手話通訳者の資格取得につながる手話奉仕員*養成講座や手話奉仕員ステップアップ養成講座の実施等により人材の育成を図っています。

- 医療的ケア児等コーディネーターを配置する事業所が、市内に1か所あります。
- 障害者のニーズに対して必要な福祉サービスが円滑に提供されるには、福祉分野の人材の確保や人材育成についての取組が必要です。

今後の取組

- 日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児や重症心身障害児等（医療的ケア児*等）が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等コーディネーターの配置を進めます。
- 相談支援体制の充実を図るため、相談支援機関のリーダー的役割を果たす主任相談支援専門員の配置を推進します。
- 大学等とも連携を図り、福祉分野の魅力の発信や職場体験等を通じて福祉分野への人材の確保を図ります。

目標指標	第4期計画		第5期計画	
	基準値 平成30(2018)年度	目標値 令和5(2023)年度	基準値 令和4(2022)年度	目標値 令和11(2029)年度
相談支援専門員* ・障害者施設職員 を対象とした研修 の参加者数	195人	220人	76人	200人
(指標の説明) 市と基幹相談支援センター*が実施する研修の参加者				

8 教育の振興

【基本的考え方】

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みの整備を進めるとともに、障害に対する理解を深めるための取組を推進します。

また、障害者が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を推進するとともに、共生社会の実現を目指します。

(1) インクルーシブ教育システム*の推進

現状・課題

- 児童生徒一人ひとりの障害にそった支援を行うため、特別支援学級*を小学校に64学級、中学校に32学級（令和5（2023）年5月1日現在）設置しています。
- 障害による、学習上または生活上の困難の改善・克服を目的とする通級指導教室*を小学校5校、中学校3校に設置しています。

今後の取組

- 障害のある幼児児童生徒に提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障害の有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を進めるとともに、個々の幼児児童生徒の教育的ニーズに最も的確に答える指導を受けることのできる、インクルーシブ教育システム*の整備を推進します。
- 障害のある児童生徒の就学先決定にあたっては、本人・保護者に対する十分な情報提供の下、本人・保護者の意見を最大限尊重しつつ、本人・保護者と市教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とするとともに、発達の種類や適応の状況等に応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて、引き続き、関係者への周知を行います。
- 幼稚園、小・中学校における障害のある幼児児童生徒に対する合理的配慮*の提供に当たっては、幼児児童生徒一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等を把握し、それに応じて市教育委員会・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で決定・提供されることが望ましいことを引き続き周知します。

- 平成29(2017)年3月の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、高等学校においても通級による指導*が行えるようになったことなどを踏まえ、通級による指導がより一層普及するよう努めます。
- 早期のうちに障害に気づき、適切な支援につなげるため、医療、保健、福祉等との連携の下、乳幼児に対する健康診査や就学時の健康診断の結果、入学後の児童生徒の状態等を踏まえ、本人や保護者に対する早期からの教育相談・支援体制の充実を図ります。
- 障害者が就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるよう、幼児児童生徒の成長記録や指導内容等に関する情報を、取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関間で共有・活用するため、保護者の参画を得つつ、医療、保健、福祉、労働等との連携の下、個別の教育支援計画*や個別の指導計画*の作成・活用を促進します。
- 障害のある児童生徒が様々な支援を利用しつつ、自立と社会参加を促進できるよう、福祉、労働等との連携の下、障害のある児童生徒のキャリア教育や就労支援の充実を図ります。

(2) 教育環境の整備

現状・課題

- 特別支援教育センター*(徳山総合支援学校)、サブセンター*(徳山小学校)、地域支援室*(周南総合支援学校)と協力して、小・中学校の特別支援教育体制を整えています。
- 校舎などの定期的な安全点検や学校の要望に基づいた修繕・改修を行うとともに、障害の実態に応じて学習ができる環境づくりと障害の状態や特性に応じた学校施設の整備に努めています。

今後の取組

- 特別な支援を要する児童生徒のために生活指導員・介助員を配置するとともに、教員等の研修の充実を図り、より質の高い教育支援に努めます。
- 障害のあるこどもの自立と社会参加を促進するとともに、社会を構成する様々な人々と共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ、交流および共同学習の充実を努めます。

- バリアフリー化など教育施設の整備においては、障害のある児童生徒に配慮した改修や修繕を進めます。
- 障害のある児童生徒の教育機会の確保や自立と社会参加の推進に当たってのコミュニケーションの重要性に鑑み、デジタル教科書等ICT（情報通信技術）*の活用も含め、障害のある児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応じた教科書、支援機器等の活用を促進します。

（3）生涯を通じた多様な学習活動の充実

現状・課題

- 周南視覚障害者図書館で、視覚障害のために点字図書と録音図書を作成又は収集し、貸し出しを行っています。
- 市立図書館で、視覚障害者が利用できる朗読カセット、CDなどのAV資料や大活字本の貸出を行っています。
- 講演会などに、手話通訳者*や要約筆記者*を派遣しています。

今後の取組

- 学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するため、障害者の各ライフステージにおける学びを支援します。
- 障害者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会の提供・充実を図ります。

9 雇用・就業、経済的自立の支援

【基本的考え方】

障害者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成等を図ります。また、一般就労が困難な者に対しては福祉的就労の底上げにより工賃*の水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進します。

さらに、雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組合せの下、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障害者の経済的自立を支援します。

(1) 総合的な就労支援

現状・課題

- 就労系の施設に通所する障害者を経済的に支援するため、訓練経費と交通費を通所就労施設利用者就労支援給付金として支給しています。
- 地域自立支援協議会*の就労部会で、障害者の就労に関わる制度や相談先等をまとめたパンフレットを作成し、周南圏域内の高等学校、総合支援学校、障害者施設等に配布しています。
- 障害の特性や適切な配慮についての正しい知識を身に付け、障害者とともに働くことへの理解を深めることが必要です。

今後の取組

- 福祉、教育、医療等から雇用への一層の推進のため、ハローワークや地域障害者職業センター*、障害者就業・生活支援センター*をはじめとする地域の関係機関が密接に連携して、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を実施します。
- 障害者の身近な地域における雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点である、障害者就業・生活支援センター*を活用し、障害者に対し就業面及び生活面からの一体的な相談支援を実施します。また、地域の就労支援機関や相談支援事業所と連携をしながら、職場定着のための継続的な支援を実施します。
- 就労移行支援事業所等を利用して一般就労をした障害者については、就労に伴う生活面の課題に対する支援を行う就労定着支援*により職場定着を推進します。

- 福祉的就労及び一般就労に関する相談窓口、支援制度について周知を図り、関係機関と連携して支援します。
- 企業や団体等を対象とした「障害のある方の働く力を知る研修会」を開催するなど、ハローワークや大学等とも連携し、障害者雇用に向けた取組を進めます。

(2) 経済的自立の支援

現状・課題

- 福祉手当等を支給するとともに、各種の税制上の優遇措置、低所得者に対する障害福祉サービス*における利用者負担の無料化などの各種支援制度を運用し、経済的自立を支援しています。
- 市が所有・管理する施設を障害者が利用する場合、その必要性や利用実態を踏まえながら、利用料等に対する割引・減免等の措置を行っています。

今後の取組

- 受給資格を有する障害者が、制度への理解が十分でないことにより障害年金を受け取ることができないことのないよう、制度の周知に取り組んでいきます。

(3) 障害者雇用の促進

現状・課題

- 障害者が就職に向けて実施する職場実習や職業評価等を受ける際に必要となる交通費等の経費を職場実習等支援給付金として支給し障害者雇用の推進しています。
- 市においても、障害者を対象とした採用試験を適宜実施しています。

今後の取組

- 障害者雇用促進法*の改正（平成30（2018）年4月施行）により、精神障害者の雇用が義務化されたことも踏まえ、同法に基づいた企業の障害者雇用の促進と周知を、ハローワークと連携して取り組みます。
- 障害者雇用促進法*の改正（令和元（2019）年9月施行）に基づき、「障害者雇用推進者」及び、「障害者職業生活相談員」を選任しています。障害者雇

用を一層促進し、働きやすい環境を整備する一方で、市職員の採用等について、「平等取扱いの原則」及び合理的配慮指針に基づく必要な措置を行います。

(4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

現状・課題

- 多様な障害の特性に応じた支援の充実・強化を図っています。
- 訓練等給付（「就労移行支援」、「就労定着支援」）を支給することで、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、就労に伴い生じる日常生活や社会生活の問題等に関する相談、指導及び助言等就労が継続できるよう必要な支援を行っています。

今後の取組

- 地域の関係機関と連携を図り、雇用前後の一貫した支援、就業・生活面の一体的支援に取り組みます。

(5) 一般就労が困難な障害者に対する支援

現状・課題

- 市役所が発注する役務の提供や物品の買入れなどの受注を拡大し、福祉的就労の底上げ、工賃*の引上げを図るため、市内の就労継続支援B型事業所*と就労系の地域活動支援センター*で構成する障害者施設共同受注センター協議会を設置しています。
- 障害者優先調達推進法*に基づき、市の調達方針と調達目標を掲げて、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進しています。
- 障害者施設共同受注センター協議会の受注実績を取りまとめて市役所の全課に周知し、更なる優先購入（調達）を呼びかけています。

今後の取組

- 引き続き、障害者優先調達推進法*に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。
- 市役所の障害者就労施設等からの物品及び役務の調達については、物品及び役務の種別毎に、前年度の実績を上回ることを目標とします。また、調達事例

等を市役所の全課に周知すること等により、更なる目標値の引き上げを図ります。

目標指標	第4期計画		第5期計画	
	基準値 平成30(2018)年度	目標値 令和5(2023)年度	基準値 令和4(2022)年度	目標値 令和11(2029)年度
就業・生活支援センター*の支援を受けて就職した障害者数	18人	26人	18人	26人
	(指標の説明) 就業・生活支援センター*の支援を受けて就職した障害者累計			
障害者就労施設等からの物品・役務等の調達額	2,516万円	2,750万円	2,885万円	3,300万円
	(指標の説明) 市の業務における調達額			

10 文化芸術活動・スポーツ等の振興

【基本的考え方】

全ての障害者の文化及び芸術活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、市民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与します。また、レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力の増強や交流、余暇の充実等を図ります。

さらに、地域における障害者スポーツの一層の普及に努めます。

(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備

現状・課題

- 県の障害者芸術文化祭への出品を呼びかけ、また障害者週間に総合支援学校生徒の芸術作品を展示する等して、障害者の文化芸術活動の意識啓発に取り組んでいます。
- 誰もが気軽にレクリエーションを楽しむ機会を提供するため、市民パラトリム大会を開催しています。
- 市では、絵画展、音楽会等の障害者の文化芸術活動に対して名義使用申請に基づき、後援を行っています。

今後の取組

- 障害の有無にかかわらず文化芸術活動を行うことのできる環境づくりに取り組みます。特に障害者の文化芸術活動に対する支援や、障害者の優れた芸術作品の展示等の推進を図ります。
- レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇活動等に資するため、引き続き市民パラトリム大会などのレクリエーション活動の場を提供し、障害者等が地域における様々な活動に参加するための環境の整備や必要な支援を行います。
- 中学校部活動の地域移行後の文化芸術・スポーツ活動において、障害者も安心、安全に活動に取り組めるよう、関係団体等と協力して環境の整備を行います。

(2) スポーツに親しめる環境の整備の推進

現状・課題

- キラリンピック（県障害者スポーツ大会）への参加を呼びかけ、参加者を会場まで送迎する等の支援を行っています。
- 県障害者スポーツ協会が開催する大会や、指導者養成講習会等の情報を提供しています。

今後の取組

- 障害者がスポーツに親しむ機会の提供や、障害者スポーツの指導者やボランティアの育成を支援するとともに、市民との交流機会の創出に努めます。
- 障害者が地域においてスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設のバリアフリー化や施設利用料の減免制度等の情報提供を進め、障害の有無にかかわらずスポーツを行うことのできる環境づくりに取り組めます。
- 障害者スポーツを支援する人を対象とした指導者養成講習会、ボランティア養成講習会等の情報を引き続き提供します。
- 県障害者スポーツ大会への参加を呼びかけ、また参加者への支援を引き続き行います。

資料

1 用語の説明（五十音順）

【あ行】

ICT（情報通信技術）

ICTは、「Information and Communication Technology」の略で、IT（情報技術）にコミュニケーションの要素を含めた情報技術や通信技術の総称。

アクセシビリティ

施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

意思決定支援

自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために支援者が行う支援の行為及び仕組み。

移動等バリアフリー基本構想

バリアフリー法に基づき周南市が策定したもの。全ての人が活躍できるまちの実現をめざした、市内の移動や施設の利用に関するバリアフリー推進の基本的な方針。バリアフリー化の必要性が高い徳山駅を中心とする区域を重点整備地区に選定し、バリアフリー化すべき経路や施設を定め、それに対する具体的な施策等を定めている。

医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児のこと。

インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約では、インクルーシブ教育システムは、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自分の生活する地域において初等・中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供される等が必要とされている。

インフォーマルサービス

自治体や専門機関など、フォーマル（正式）な制度に基づき提供される支援ではなく、家族や友人、地域住民、ボランティアなどによる、制度に基づかない非公式な支援。

エスコートゾーン

視覚障害者が安全に、最短距離で横断歩道を渡ることができるように、横断歩道の中央付近に敷設した突起体の列（点字ブロック）のこと。

音響式信号機

交通信号機に接続したスピーカーから誘導音を出して、視覚障害者に歩行者用灯器が青であることを知らせる信号機。

【か行】

基幹相談支援センター

障害者総合支援法において市町村が設置できると規定。市町村と連携し、地域における相談支援の中核的な役割を担う。障害者等への総合的な相談業務及び障害者の権利擁護に係る支援事業を行うとともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携の支援を行う。

機能訓練

障害者総合支援法の障害福祉サービス（訓練等給付）のひとつである自立訓練のうち、身体機能についての訓練。身体障害者・難病等対象者に対し、一定期間、身体機能の向上のために必要な理学療法、作業療法その他のリハビリテーション等を行う。

居宅介護

障害者総合支援法の障害福祉サービス（介護給付）のひとつ。自宅での入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言を行う。

グループホーム（共同生活援助）

障害者総合支援法の障害福祉サービス（訓練等給付）のひとつ。夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

高次脳機能障害

事故や脳血管障害（病気）などによる脳の損傷の後遺症として、記憶障害、注意障害、遂行機能障害などの認知障害が生じ、日常生活や社会生活への適応が困難となる障害。

工賃

障害者の生産活動に係る収入から必要な経費を控除した額に相当する額を生産活動に従事した障害者に支払うもの。山口県は令和3（2021）年7月に、就労を通じて自立や社会参加を図るため、工賃水準の向上を目指す工賃向上計画（第4期）を策定した。

交通結節点

異なる交通手段等を相互に連絡する乗り換え・乗継施設のこと。鉄道駅、バスターミナル、駅前広場など。

合理的配慮

障害のある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的な障壁を取り除くため、障害のある人に対し個別の状況に応じて行われる配慮。例えば、車いすの人が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある人に障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読上げ等）で対応すること。

5歳児発達相談

保育園や幼稚園の年中児の保護者に、こどもの発達や行動・生活状況についてのアンケ

ートを実施し、気になることがある場合、小児科医等専門職による相談会を行う。

個別の教育支援計画

幼児児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握し、幼児期から学校卒業後までを見通した長期的な視点で、福祉、医療、労働等の関係機関が連携して教育的支援を行うために作成する計画。

個別の指導計画

幼児児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。例えば、単元や学期、学年等ごとに作成され、それに基づいた指導が行われる。

【さ行】

サービス等利用計画

障害者総合支援法に定める障害福祉サービスや地域相談支援を利用しようとする場合に、利用者の課題解決や適切なサービス利用を支援するために作成される。解決すべき課題、そのための支援方針、サービスの種類や量等が記載される。市町村が指定する特定相談支援事業者、障害児相談支援事業者が作成する。事業者に代わり本人、家族、支援者等が作成することも可能。

災害対策基本法

死者・行方不明者が5千人を超えた昭和34（1959）年9月の伊勢湾台風を機に制定された法律で、わが国の災害対策に関する基本法となる。防災行政に関する国と地方公共団体、および住民の責務を明記するほか、防災行政に関する組織、防災計画、災害予防、災害応急対策などを規定する。

サブセンター

地域の中核となる小・中学校の通級指導教室等に設置し、発達障害等について相談支援を行う。

視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者が通常の歩行において、主に足の裏の触感覚や白杖を利用して、また弱視者が視覚障害者誘導用ブロックの色と周囲の路面の色とのコントラストにより、その存在や大まかな形状を確認できるような突起・色を表面につけたブロック。道路を歩行中の視覚障害者が道路及び沿道に関して、施設や段差といった道路構造の情報をもって歩行できるように、より正確な歩行位置と歩行方向を案内するためのもの。

自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る。」という隣保協同の精神に基づき、災害発生時の地域の被害を最小限度に抑えることを目的に、主に自治会や町内会単位で結成される自発的な組織。

児童発達支援

児童福祉法の障害児通所支援のひとつ。未就学の障害児に対し、児童発達支援センターその他の施設で、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活へ

の適応訓練を行う。

児童福祉法

児童の心身の健全な成長、生活の保障、愛護を理念として、その目的達成のために必要な諸制度を定めた法律。法改正に伴い平成 24（2012）年 4 月から、それまで「障害者自立支援法」と「児童福祉法」に分かれていた障害児を対象とした施設・事業が、「児童福祉法」に基づくサービスに一元化され、市町村が支給決定する障害児通所支援等が創設された。

社会的障壁

障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障害のある人の存在を意識していない慣習、文化など）、観念（障害のある人への偏見など）その他一切のもの。

社会的入院

医学的には入院の必要がなく、在宅での療養が可能であるにもかかわらず、ケアの担い手がないなど家庭の事情や引き取り拒否により、病院で生活をしている状態。高齢者の寝たきりや精神障害者の社会復帰の障害を作り出す一因でもある。

重度訪問介護

障害者総合支援法の障害福祉サービス（介護給付）のひとつ。重度の肢体不自由者や重度の知的障害者・精神障害者で行動上著しい困難があり常時介護を必要とするものに、自宅での入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、外出時における移動支援、生活等に関する相談・助言などを総合的に行う。

周南市消費者見守りネットワーク協議会

高齢者や障害者の消費者被害を未然に防止するために、地域や関係行政機関など様々な組織が連携して取り組んでいくため、平成 29（2017）年 8 月に「周南市消費者安全確保地域協議会」を設置。平成 31（2019）年 2 月に、「消費者見守りネットワーク協議会」に名称を変更。

就労継続支援B型事業所

障害者総合支援法の障害福祉サービス（訓練等給付）のひとつである就労継続支援を提供する事業所。通常の事業所に雇用されることが困難な障害者を対象とし、生産活動機会の提供、その他就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練、その他の支援を行う。適切な支援により雇用契約に基づいた就労ができる者が通所するのが A 型事業所、雇用契約によらない就労の場合が B 型事業所。

就労定着支援

就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境の変化により生活面で課題が生じている人に対し、雇用された企業などで就労の継続を図るため、企業・事業所や関係機関との連絡調整、雇用に伴い生じる日常生活、または社会生活上の各問題に関する相談、指導・助言などの支援を行うもの。

主権者教育

国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者

を育成していくこと。

手話言語条例

平成18（2006）年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」を受ける形で改正された「障害者基本法」の中で、手話も言語と定義されたことから、全国の自治体で手話の普及や手話を言語とする認識の一般化等を目的とした手話言語条例を制定する動きが活発化している。周南市では、令和2（2020）年9月に「手話はいのち！周南市手話言語条例」を制定した。

手話通訳者

聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害者とその他の者との間の意思疎通の確立に必要なとされる手話通訳を行う者。

手話奉仕員

市町村が手話の学習経験がない者等を対象として、日常会話程度の手話表現技術の習得を目的に実施する養成講座を修了した者。

障害者基本法

障害者の自立及び社会参加を支援する施策に関する基本理念を定めた法律。平成23（2011）年に行われた改正では、すべての人が人権を享有しているという考え方に基づいて、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すこと」が規定された。

障害者虐待防止法

正式な名称は、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。

障害者に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者虐待の防止が極めて重要であること等から、虐待の禁止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障害者の権利利益の擁護に資することを目的として、平成24（2012）年に施行された法律。

障害者雇用促進法

正式な名称は、「障害者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律」。

事業主に対して、一定割合の障害者を雇用するように義務づけるなど、障害者の職業の安定を図るためにさまざまな規定を設けている。平成25（2013）年の改正で、雇用分野における障害者への差別の禁止や合理的な配慮の義務、法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えることが定められた。

障害者差別解消支援地域協議会

障害を理由とする差別に関する相談や、相談内容を踏まえた差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うため、障害者差別解消法で国や地方公共団体に設置することが定められている。

障害者差別解消法

正式な名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成28（2016）年4月に施行。「障害を理

由とする差別的取り扱いの禁止」「障害のある人に対する合理的配慮の不提供の禁止」「差別の解消につながるような啓発や情報収集」などを定める。

障害者支援施設

入所する人に、夜間や休日に、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等を行う入所施設。

障害者就業・生活支援センター

就業及び就業に伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害のある人に対して、雇用、福祉、教育等の関係機関の連携の下、身近な地域で、就職に向けた相談支援や日常生活の自己管理に関する助言など、就業面及び生活面の一体的な支援を行う機関。

障害者総合支援法

正式な名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。
従来の「障害者自立支援法」に代わって、平成25(2013)年4月1日に施行された法律。
障害者の範囲に難病患者が加えられたほか、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護の対象拡大などが定められ、平成30(2018)年4月から、地域生活の新たな支援として「自立生活援助」や「就労定着支援」等が追加された。

障害者優先調達推進法

正式な名称は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。障害者就労施設等で就労する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された法律で、平成25(2013)年4月に施行。

障害等級

障害の程度を表す区分。

身体障害については、日常生活動作や日常生活活動に受ける制限が大きい順に1級から6級の区分があり、身体障害者福祉法施行規則に身体障害者障害程度等級表が定められている。

知的障害については、重度のものをA、重度でないものをB、と2つに区分。療育手帳制度について(昭和48(1973)年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づき、都道府県知事等が実施要綱を定めている。

精神障害については、重度のものから1級、2級及び3級の3つに区分。精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に等級表が定められている。

障害福祉サービス

障害者総合支援法において13種類のサービスが定められている。介護の支援を受ける9種類の介護給付と、訓練等の支援を受ける4種類の訓練等給付に大別される。障害福祉サービスは、国と地方公共団体が義務的に費用を負担するもので、障害の種別に関わらず全国一律の共通したサービスメニューが提供される。

情報アクセシビリティ

パソコンやスマートフォンなどによる情報の受けとりやすさ。また、ハードウェア・ソフトウェアの仕様やサービスの提供方法を工夫するなどして、高齢者や障害者を含む多く

の人々が不自由なく情報を得られるようにすること。

身体障害者相談員

身体障害者福祉法に基づく身体障害者の福祉の増進を図るための民間の協力者。原則として身体障害者で、地域の身体障害者の相談に応じ、必要な指導を行うほか、関係機関や関係団体等との連携を取り、援護思想の普及に努める。

生活訓練

障害者総合支援法の障害福祉サービス（訓練等給付）のひとつである自立訓練のうち、日常生活の動作等についての訓練。知的障害者・精神障害者に対し、一定期間、入浴・排せつ・食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練等を行う。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障害者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害者福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのこと。

精神保健福祉士

精神科病院等で医療を受けている者や精神障害者の社会復帰施設を利用している者の社会復帰に関する相談・援助に従事する者で、国家試験に合格し、所定の登録を受けているもの。

成年後見制度

家庭裁判所の手続きを通じて、成年後見人や保佐人等が、知的障害、精神障害、認知症などにより判断能力が十分でない人の財産や権利を保護するための制度。

相談支援専門員

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援など、障害のある人の一般的な相談支援を行う者。指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者には1人以上を置くことが義務付けられている。

【た行】

短期入所（ショートステイ）

障害者総合支援法の障害福祉サービス（介護給付）のひとつ。自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

地域活動支援センター

障害者等を対象とする通所施設。地域の実情に応じて、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等のサービスを提供し、障害者等の自立した地域生活を支援する。

地域支援室

特別支援教育センターが設置されていない県内の5つの総合支援学校に設置され、幼児児童生徒や保護者への相談支援を行う。

地域障害者職業センター

地域における中核的な職業リハビリテーション機関として、ハローワーク等の関係機関との連携の下、障害者に対して職業評価、職業指導、職場適応援助（ジョブコーチ支援）等の支援を行うとともに、事業主に対する雇用管理に関する専門的な助言・援助や、関係機関に対しての助言・援助等を行う機関。障害者職業カウンセラーが配置され、各都道府県に設置されている。（山口県は、防府市に設置。）

※ 職業リハビリテーション…障害者に対して職業指導、職業訓練、職業紹介等を実施し、その職業生活における自立を図ることをいう。

地域自立支援協議会

地域における相談支援事業を適切に実施していくために、困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議、障害者に関する計画についての協議などを行う市町村が設置する機関。

周南市では、個々の障害者の支援について関係者が協議する個別支援会議等で提起される地域の課題等に応じた専門部会等においての協議を行っている。

地域生活支援拠点等の整備

障害児（者）の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児（者）の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること。

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

障害者総合支援法に定められた相談支援のひとつ。地域移行支援及び地域定着支援をいう。

地域移行支援は、障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者等に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、支援をすること。

地域定着支援は、自宅において単身等で生活する障害者に対し、その障害者との常時の連絡体制を確保し、障害者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、支援をすること。

知的障害者相談員

知的障害者福祉法に基づいて、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者の相談に応じるとともに、必要な援助を行う民間の協力者。

通級指導教室

個別の支援を必要としている児童生徒が、通常学校で授業を受けながら、週一回程度必要な個別の指導を受ける教室。周南市においては、小学校5校、中学校3校に設置している。

通級による指導

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部、障害の状態に応じた指導を特別な場で行う。

通所サービス

障害者等が日中に通所し、施設で提供を受ける福祉サービス等の総称。

点訳奉仕員

点字図書の増刷、普及に協力するほか、市町村等からの依頼による点字による相談文書の翻訳や回答文書の作成、広報活動等に協力するボランティア。市町村は奉仕員養成研修を修了した者を登録する。

同行援護

障害者総合支援法の障害福祉サービス（介護給付）のひとつ。視覚障害により移動に著しい困難のある障害者等に、外出時等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行う。

特別支援学級

教育上特別な支援を必要とする児童生徒（知的障害、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、その他の障害のある者）のために、小学校、中学校、高等学校に置かれる学級。

特別支援教育センター

県内7地域の拠点となる総合支援学校に設置され、地域の小・中学校等をはじめ、幼児児童生徒や保護者への専門的な相談支援を行う。

【な行】

NET119 緊急通報システム

音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が、スマートフォン等を利用して、円滑に消防への通報を行えるようにするシステム。

【は行】

発達障害

発達障害者支援法で、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現する、言語の障害、協調運動の障害、心理的発達の障害、行動及び情緒の障害、と定義。

バリアフリー法

正式な名称は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。

高齢者や障害のある人等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を促進するとともに、駅を中心とした地区や高齢者、障害のある人等が利用する施設が集まった地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することを目的として、平成18（2006）年に制定された法律。

避難確保計画

平成29（2017）年6月に「水防法等の一部を改正する法律」が施行され、河川洪水浸

水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者は、洪水・土砂災害における防災体制や訓練の実施に関する事項を定めた「避難確保計画」を作成し、各市町村長への報告が義務となった。

避難行動要支援者名簿

災害対策基本法に定められ市町村長が作成しなければならない名簿。市町村長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑・迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する避難行動要支援者の名簿を作成し、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする。

福祉避難所

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者のうち、一般的な避難所では生活に支障を来すため特別な配慮をする必要がある高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等を保護するための避難所。

文書の音声コード化

デジタル化された文字情報を二次元記号にコード化し、このコードを活字文書読み上げ装置に読み取らせ音声を出力する。活字文書読み上げ装置は、視覚障害者向けの「日常生活用具給付事業」の対象機器である。

保育所等訪問支援

児童福祉法の障害児通所支援のひとつ。保育所等を利用中の障害児に対し、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等を訪問して支援を行う。

放課後等デイサービス

児童福祉法の障害児通所支援のひとつ。総合支援学校、小・中・高等学校等に就学している障害児に対し、授業の終了後又は学校休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の支援を行う。

【ま行】

耳マーク

聴覚障害者は、外見からは障害が分からず誤解されたり、不利益を受けたり危険にさらされたりすることがある。そこで、耳の不自由な者が、自分の耳が不自由であることを表すのに、また、自治体、病院、銀行などで掲示し、耳の不自由な者から申し出があれば必要な援助を行うという意味表示を示すのに用いるために考案されたもの。



【や行】

山口県福祉のまちづくり条例

日常生活や社会生活を制限する様々な障壁を取り除くことにより、高齢者、障害のある人を含むすべての人が自らの意思で自由に行動し、平等に参加することができる社会を築いていくために、山口県が平成9（1997）年に制定した条例。

幼児ことばの教室

言葉がはっきりしない、コミュニケーションがうまくいかない等の、言葉に課題のある幼児が、週1回から月1回程度、必要な個別指導を受ける教室。徳山教室（徳山小学校内）、新南陽教室（富田東小学校内）、熊毛教室（勝間小学校内）において実施。

要約筆記者

手話習得の困難な中途失聴者や難聴者等の依頼を受けて文字によるコミュニケーション手段として内容を要約した情報伝達を行う者。

【ら行】

朗読奉仕員

音訳図書を増刷、普及に協力するほか、市町村等からの依頼による対面朗読、広報活動等に協力するボランティア。市町村は奉仕員養成研修を修了した者を登録する。

2 計画の策定経過

年月日	会議の名称等	内容等
令和5年 8月28日	周南市地域自立支援協議会委員各位 へ計画策定にかかる資料の送付	計画の位置づけ、策定スケジュール等について
8月31日 ～9月30日	周南圏域の事業者及び総合支援学校 へ、アンケートを実施	利用者の状況、卒業後の進路 の状況等について
11月20日	庁内関係課へ意見照会	関係する項目の内容確認
12月19日	令和5年度 第2回周南市地域自立支援協議会	計画案（第1稿）についての 協議
令和6年 月 日 ～月 日	計画案に対するパブリック・コメン トを実施	
月 日	令和5年度 第3回周南市地域自立支援協議会	計画案（第2稿）についての 協議

周南市障害者計画(第5期)

令和6(2024)年3月

発行 周南市

編集 周南市こども・福祉部 障害者支援課

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

電話 0834-22-8463

FAX 0834-22-8464